

マイナ免許証についてのご案内

日頃より弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。弊社で開催される講習会を受講されるお客様にお知らせでございます。

令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化が開始され、希望される方については、免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード（以下、マイナ免許証）を保有することが可能となり、現時点での保有形態は、「従来の運転免許証のみ保有される方」「マイナ免許証のみ保有される方」「マイナ免許証と従来の運転免許証の両方を保有される方」の3形態となっております。

弊社では「本人確認」と「講習科目一部免除申請」において、運転免許証（原本）を確認させていただいておりますが、**運転免許証の確認が必要な方でマイナ免許証のみ保有される方**については、マイナンバーカードの券面には免許情報が記載されていないため、『マイナ免許証の読み取りアプリ』にて情報を読み取らせていただきます。

情報の読み取りについては、【マイナ免許証用又はマイナ経歴証明書用暗証番号4桁】を入力することになりますので、マイナ免許証のみ保有される方については、受講当日に該当の暗証番号を入力できるようにご確認ください。

「免許情報の読み取りができなかった＝運転免許証の確認ができなかった」ということになり、免除や受講自体を認めることができなくなってしまうので、十分にご注意ください。

受講をお考えの方、すでにお申し込みされた方で上記内容に該当されるお客様については、受講当日にトラブルにならないためにも、暗証番号等を十分に確認されてから会場までお越しいただきますよう、お願い申し上げます。